議員提出議案第１号

地方自治法第180条の規定により市長が専決処分することができる事項の一部改正について

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び日高市議会会議規則第14条第１項の規定により提出します。

令和８年９月24日提出

日高市議会議長　和　田　貴　弘　様

提出者	日高市議会議員	大　澤　博　行	賛成者	日高市議会議員	森　崎　成　喜
賛成者	日高市議会議員	山　田　一　繁	賛成者	日高市議会議員	金　子　博
賛成者	日高市議会議員	新　井　均	賛成者	日高市議会議員	鈴　木　健　夫
賛成者	日高市議会議員	佐　藤　真	賛成者	日高市議会議員	成　田　奈緒子
賛成者	日高市議会議員	近　藤　沙　織	賛成者	日高市議会議員	城　所　美奈子

提　案　理　由

地方自治法の条項移動に対応する事項について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

別紙

地方自治法第180条の規定により市長が専決処分することができる事項の一部改正について

地方自治法第180条の規定により市長が専決処分することができる事項（昭和54年議決第13号）の一部を次のように改正し、令和８年９月24日から施行する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改めること。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削ること。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加えること。

改　正　後	改　正　前
(5)　１件10万円以下の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第243条の２の９第８項の同意に関すること。	(5)　１件10万円以下の損害賠償責任の免除に係る地方自治法第243条の２の８第８項の同意に関すること。